



美味しい♪サイクリング・ツアー

10月13日(日)、たかはたの美味しい秋の味覚を満喫しながらサイクリングを楽しむ「たかはたの美味しい!を巡るサイクリング・ツアー」が開催されました。

高畠駅を出発し、まほろばの緑道をメインとした約15キロのサイクリングロードには休憩ポイントが設置され、いも煮やつや姫のおにぎりなどが振舞われ、約160人の参加者は秋の味覚を楽しみながら、爽やかな汗をかいていました。

《主な内容》

- ◎平成24年度決算報告
- ◎第5次高畠町総合計画基本計画における指標の達成状況
- ◎監査結果に対する措置報告について

計	24,902人
人	男 12,047人
女	12,855人
世帯数	7,532世帯

(10月1日現在)

2013
平成25年

11
No.949

広報

たかはた

平成24年度一般会計決算

歳出総額は 103億7569万円

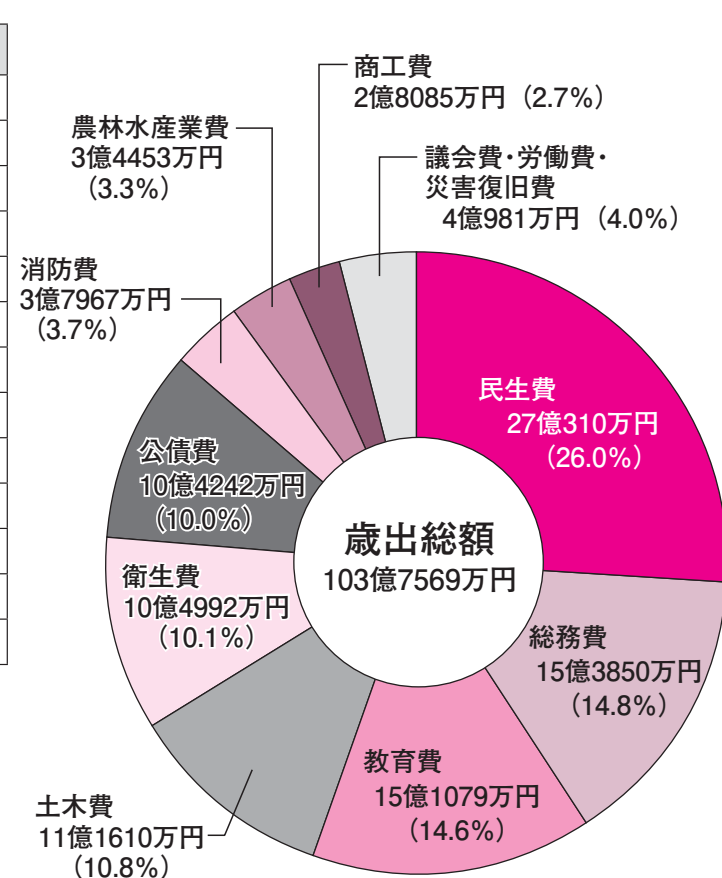
町民1人あたり41万3704円

公 営 企 業 会 計			
会 計 名		収 入	支 出
水道事業	収益的	5億1072万円	4億5117万円
	資本的	8026万円	1億7696万円
病院事業	収益的	22億2825万円	23億2872万円
	資本的	1億5800万円	3億6130万円

特 別 会 計		
会 計 名	歳 入	歳 出
下 水 道 事 業	8億8155万円	8億7450万円
農業集落排水事業	7012万円	6812万円
特定地域生活排水事業	6974万円	6371万円
飲料水供給事業	362万円	258万円
国民健康保険事業	31億2821万円	29億4755万円
介護保険事業	21億3175万円	20億8773万円
後期高齢者医療事業	2億573万円	2億421万円
訪問看護事業	1590万円	1525万円
高 島 財 産 区	406万円	401万円
二 井 宿 財 産 区	83万円	79万円
屋 代 財 産 区	86万円	81万円
和 田 財 産 区	442万円	433万円

■歳出用語解説

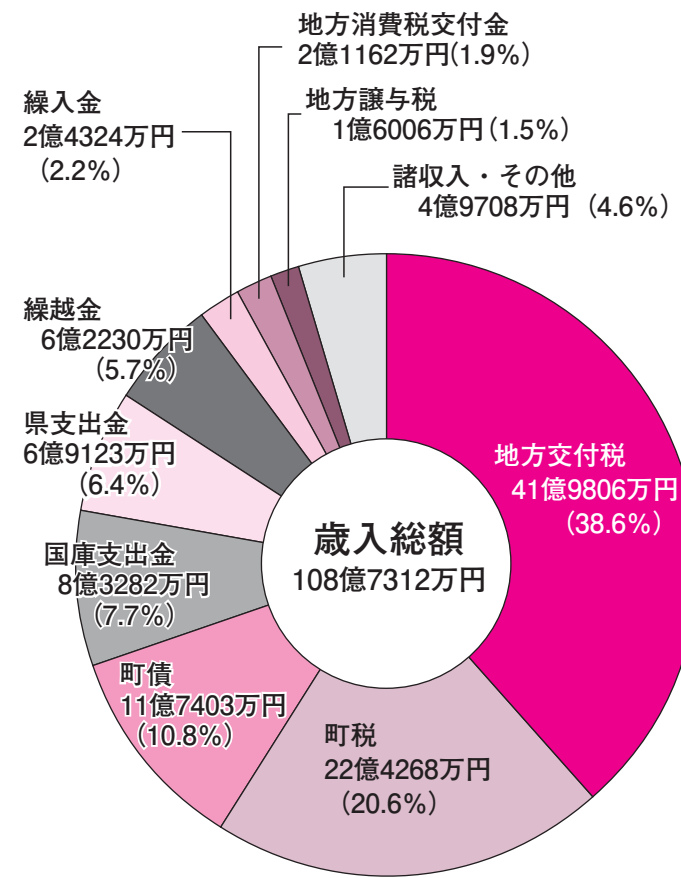
【民生費】子どもや老人、障がい者など福祉全般に使うお金
 【公債費】建設事業などで借り入れた借金の返済金
 【総務費】町財産の管理、企画、税務、住民登録、選挙、統計事務などに使うお金
 【土木費】道路や河川整備、町営住宅や公園の管理などに使うお金
 【衛生費】保健衛生やごみ処理、病院・水道会計の運営補助に使うお金
 【教育費】小中学校の管理、図書館、公民館活動、生涯学習の推進、スポーツ振興などに使うお金
 【消防費】消防署や消防団の運営、防災資材の整備などに使うお金
 【農林水産業費】農産物の生産振興や農地保全、山村振興などに使うお金
 【商工費】商工業の振興、工業用水道、その他観光事業などに使うお金
 【議会費】議員の報酬、行政調査、議会だよりなどに使うお金
 【労働費】勤労者への貸し付けや保証などに使うお金
 【災害復旧費】災害時にその復旧に使うお金



は、38万3597円で、ピークである平成15年度の46万2863円から、約17%減少しています。

平成24年度は、地域産業の振興と活性化の実現、人づくりと教育環境の整備充実に重点を置き、ハード事業では、統合中学校整備事業、糠野目小プール整備事業、屋代地区公民館整備事業、道路整備事業等に取り組みました。

また、ソフト事業では、新幹線開業20周年事業、住民保健事業、乳幼児・妊産婦検診事業、おひさまエネルギー事業、ごみゼロモデル事業、町中小企業振興資金貸付事業、住宅リフォーム支援事業などに取り組みました。

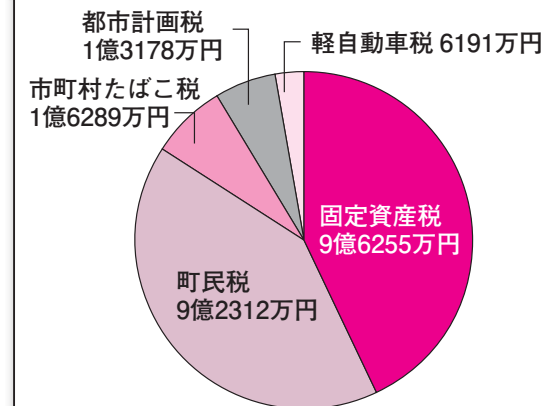


平成24年度の一般会計決算は、歳入が108億7312万円（前年度比3.7%増）、歳出が103億7569万円（前年度比5.2%増）となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億9743万円、このうち翌年度に繰り越すべき財源3064万円を差し引いた実質収支は4億6679万円となりました。

平成24年度は、統合中学校整備事業が本格的に始まったため、前年度に比べて決算規模が増加しました。

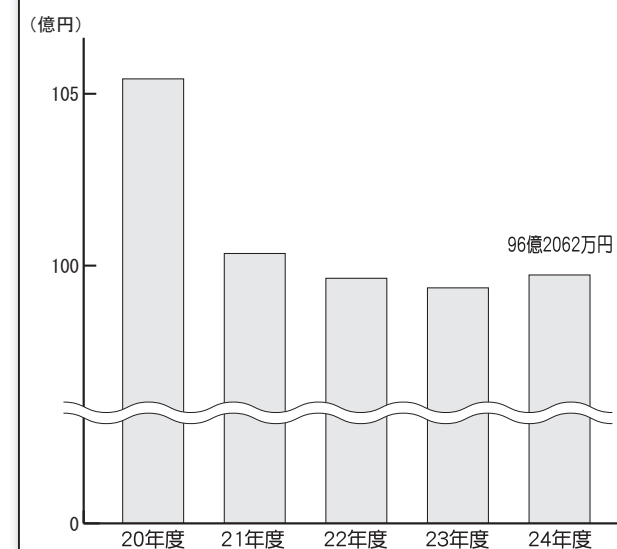
歳出額を町民一人あたりに使われたお金として計算すると41万3704円となり、前年度より2万1872円の増となっています。また、町民一人当たりの借入金残高

町税の構成比



※そのほかに入湯税43万円があります。都市計画税と入湯税は目的税となっており、都市計画税は下水道事業や街路事業、過去の都市計画事業の起債の償還などに充てられています。また、入湯税は消防施設や観光施設の整備・広告などに充てられています。

地方債残高の推移



■歳入用語解説

【地方交付税】標準的な行政運営のために国から交付されるお金
 【町税】町民税や固定資産税など
 【国・県支出金】補助金など特定の目的のため国や県から支出されるお金
 【町債】道路や建物などを整備するための借入金
 【繰越金】翌年度の財源として繰り越す決算上の剰余金
 【地方消費税交付金】消費税5%のうちの1%分が地方に配分されるもの
 【諸収入】融資制度元利収入、受託業務収入など
 【地方譲与税】地方揮発油税および自動車重量税からの譲与金
 【繰入金】町の貯金(基金)を下ろしたお金など
 【その他】使用料および手数料、分担金および負担金、利子割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、寄付金など

第5次高畠町総合計画基本計画における

指標の達成状況についてお知らせします

一、誇りと喜びをもって働き、活力のあるまちをつくります。

高畠町町民憲章

平成21年度を初年度とする「第5次高畠町総合計画」（平成21年度～30年度）を「いのち輝く未来宣言」とし、その実現のため基本計画において政策ごとに具体的な数値等で示した85の関連指標を設定しています。

指標については、5年後、10年後の目標値に対し、その達成状況を毎年確認するとともに、公表することとしており、今回は計画4年目（平成24年度）の進捗よく状況を取りまとめました。

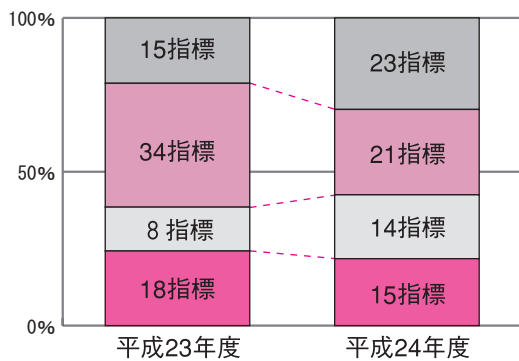
今年度は総合計画改訂の年であることから、評価指標の達成状況を確認し、現状に即した計画・指標の見直しを行います。

なお、町ホームページに詳細を掲載しております。

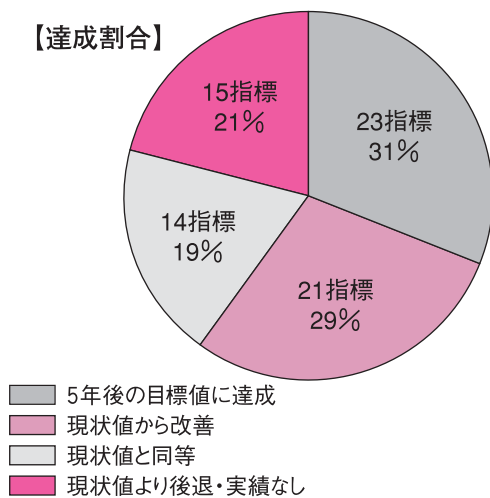
達成状況の評価区分

85指標中12指標については、数値が未公表・集計中などの理由で数値を把握できませんでしたので、残りの73指標を対象に、次の4つの区分により評価を行いました。

【前年度との比較】



【達成割合】



達成状況の概要

◆5年後の目標値に達成
平成24年度末の実績値が、5年後の目標値に達した場合

◆現状値から改善
平成24年度末の実績値が現状値から改善し、数値を伸ばしている場合

◆現状値と同等
現状値から数値が伸びず、現状値と同等であった場合（活動等の実績がある場合に限り）

◆現状値より後退・実績なし
現状値より後退した場合や、新規件数や実績がなかった場合

「5年後の目標値に達成」した指標は23年度より増加し、順調に進んでいる反面、23年度より実績値を下げ、「現状値と同等」となった指標も増加している。

「現状値より後退・実績なし」については毎年度減少していることから、目標達成に向け担当部署を中心に継続して取り組んでまいります。

更なる指標の達成に向けて

既に5年後の目標値に達した指標については、目標値に捉われることなく引き続き推進してまいります。

また、社会情勢が短期間で変化する時代を迎え、現状に合わない指標は見直しなどを柔軟に行い、第5次総合計画の達成に向け取り組んでまいります。

▼問合せ先／町企画財政課企画調整係
☎(52) 1 1 1 2

一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。

高畠町町民憲章

監査結果に対する措置報告をお知らせします

平成25年8月号広報でお知らせした「平成25年度公の施設の指定管理者監査結果」に対して、高畠町長から措置を講じた旨の報告がありましたので公表します。

監査の対象施設

- ・高畠町太陽館
- ・高畠町総合観光案内施設および高畠ふるさと自然のみち・ウォーキングセンター

是正改善を求めた事項

所管課（町産業経済課）に対するもの

①事業報告書の提出期限について

条例では、「当該年度終了後30日以内に町長に提出しなければならない。」と定めているが、基本協定書では、「60日以内」とし、実際の提出もそれに従っている。条例の定めに従い適切に執行されたい。

②高畠町太陽館の開館時間について

条例では、休憩室およびテニスコートの開館時間を「午前9時から」と定めているが、実際は「午前7時から」利用させている。条例の定めに従い適切に執行されたい。

③指定管理料の支払いについて

基本協定書に定める期限を過ぎるまでの支払いがあった。協定書の定めに従い適切に執行されたい。

▼問合せ先／町監査委員事務局

☎(52) 2 0 8 2

基本協定書に添った支払いを行います。なお、請求から支払いまでの期間が適切かどうか検証を行い、必要であれば次期基本協定書から改めます。



入居者募集

【特定公共賃貸住宅弥生団地】

- 入居資格／前年の収入月額*が15万8千円以上、48万7千円以下であること。
- 家賃／月額65,000円。なお、表の(ア)(イ)の収入区分については、申請により減額されます。
- 敷金／入居時家賃の3か月分に相当する額。
- 選考方法／申込者が公募戸数を上回った場合は、抽選で決定いたします。（抽選日・場所等は申込者に通知します）
- 申込方法／所定の申込書（町建設課備付）に必要事項を記入し、関係書類を添付の上お申し込み願います。
- 募集期間／11月5日(火)～13日(水)まで。
- 入居予定時期／12月上旬頃

▶各種申込・問合せ先／平成24年分の源泉徴収票（自営の方は最新の確定申告書等）を持参のうえ町建設課建築住宅係まで ☎(52) 1 1 1 4

名称・所在地	公募戸数	構造等
特定公共賃貸住宅弥生団地 A棟2号室 高畠町大字高畠513番地の6	1戸 (3DK)	木造2階建 (平成8年度建設)

区分	所得額（月額）	家賃
ア	158,000円～259,000円	50,000円
イ	259,001円～350,000円	58,000円
ウ	350,001円～487,000円	65,000円

*収入月額／源泉徴収票（年金を受給されている方については、公的年金等の源泉徴収票）の給与所得控除後の金額（公的年金等の源泉徴収票については支払金額）から法に定められて控除額を減じた額を月額にしたものです。（総収入を月額にしたものではありません）自営の方については、確定申告書により算定します。なお、この控除金額は申込みにより異なりますので、事前にお問合せください。

高島町子育て支援センター

子育て通信

もしもの時に

備えましょう

みなさん、地震や大雨などの影響で、ライフラインがストップしてしまつたらどうしますか？

もし、停電になったりガスや水が使えなくなつたら・・・。食事はどうしたらいいの？

そんなもしもの時に備え11月の育児講座では、講師をお迎えし、どのご家庭にもあるポリ袋を使い、お鍋ひとつで出来る簡単な料理を教えていただきます。

カセットコンロや炭、薪などを使つても出来るので、災害時はもちろん、いも煮会やバーベキュー、キャンプなどの野外活動でも出来るそうです。しかも、油を使わずとってもヘルシー!!大人の料理とお子さんの料理が同時に出来るのも魅力的ですよ!

また、袋ごと味を変えることが出来るので、おじいちゃんやおばあちゃんの分も一緒に作れます!



▶ 昨年のクッキングの様子
「みんなで協力しながらのクッキングも楽しいよ!」



▶ 昨年の会食の様子
「ママが作ったお料理おいしいよ!」

ぜひ、この機会にポリ袋料理を体験してみませんか? 育児講座当日は、託児も出来ますのでお早目にお申込みください。みなさんのご参加をお待ちしております。

○11月の育児講座

お鍋ひとつで

簡単クッキング!

袋に入れてお湯に入れるだけポリ袋調理

▼期日/11月8日(金)

▼時間/9時40分～11時40分

▼講師/町健康推進課主任管理栄養士 木戸美樹氏

※事前申込が必要です。

▶ 昨年の会食の様子

「ママが作ったお料理

おいしいよ!」

未来っ子登場

平成24年11月生まれ



にへい かなな
二瓶 楓南 ちゃん
平成24年11月21日生(船橋)
おばあちゃん大好き♡



やまき あゆか
山木 彩夕華 ちゃん
平成24年11月19日生(元和西)
我が家のわんぱく娘!



しのはら らいと
篠原 瀬堵 くん
平成24年11月14日生(深上)
歩くの大好き!?
わが家のアイドル♡



さいとう れん
齋藤 蓮 くん
平成24年11月24日生(元和北)
ニコリ♡笑顔(´▽`)



とよはら こうせい
豊原 光惺 くん
平成24年11月24日生(宮町)
わが家のマルコメ坊や☆

満1歳になるお子さんを募集します

12月号に掲載するのは、平成24年12月中に生まれた町内在住のお子さんです。

♪申込締切/11月14日(木)

♪申込先/町企画財政課広聴広報係 ☎(52)4476

♪申込書がございますので、写真を持参のうえ町企画財政課までお越しください。

現像済み写真・データ共に可能です。

Children

ごみ焼きから
火災が発生

法律に違反すると、

五年以下の懲役

もしくは

一千万円以下の罰金

または併科

が課せられます。

ごみ焼きが原因の火災がこの5年間で9件も発生しています。

ごみ焼きは、廃棄物処理法で禁止されていますが、まだドラム缶などで焼いている家庭が見受けられます。

ごみ焼きは懲役や罰金の対象になります。法律を守って適正に処理しましょう。

また、ごみを焼くとダイオキシン類の有害な物質が発生するだけでなく、火災になってしまつと、一瞬にして命も財産も奪われてしまうことがあります。剪定枝やもみ殻など、例外として焼却が認められているものもありますが、隣近所の迷惑にならないよう注意しましょう。

「昔から焼いているから」、「他の家でもやっている」と言わず、一人ひとりがきちんとルールを守り、安心、安全に暮らせる町にしましょう。

▼相談・問合せ先/町生活環境課環境係 ☎(52)1596

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

全国統一防火標語

11月9日(土)から11月15日(金)までの7日間

平成25年秋季全国火災予防運動が実施されます。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が起きやすい時季を迎えます。火の取扱いには十分注意しましょう。

また、住宅火災から命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

屋代児童館園児による

消防車絵画展

秋季全国火災予防運動の一環として、屋代児童館園児による消防車絵画展を実施します。

▼展示会場/道の駅たかはた

▼展示期間/11月1日(金)～15日(金)まで

▼問合せ先/置賜広域行政事務組合

高島消防署予防係 ☎(52)1505



浜田広介記念館 11月の催し

ひろすけ童話・童謡祭

特別企画

▼日時/11月17日(日)10時～12時

▼内容/9時～自由墓参(満福寺) 10時～童話・童謡祭

群読ほか・屋代小学校児童合唱・高島町少年少女合唱団

合唱・高島町少年少女合唱団

「エーデルワイス」

創作紙芝居「光の星」・高島

おはなしキャラバンりぼん

▼問合せ先/ひろすけ会事務局

(浜田広介記念館内) ☎(52)3838

昔がたり(まほろば語り部の会)

▼日時/11月3日(日)10時～12時

・17日(日)13時～15時

▼場所/ひろすけ生家

野村たかあき

「ないた赤おに」

▼期間/11月16日(土)～12月1日(日)

版画家・絵本作家

野村たかあき氏プロフィール

1949年群馬県前橋市生

1983年木彫り版画工房

「でくの房」を開く

『ばあちゃんのえんがわ』講

談社絵本新人賞受賞

1990年『おじいちゃんの

まち』絵本にっぽん賞受賞

▼問合せ先/浜田広介記念館

☎(52)3838

国民健康保険 医療費通知のお知らせ

高畠町国民健康保険では2か月に一度、はがき形式で「医療費通知書」をお送りしています。

こんなことが分かります!!

家族（国保加入者）の誰が、いつ、どこの医療機関でどれくらい受診したかがわかります。

ここを手エック!!

1. 医療費はどれくらい？
通知書にかかれていた金額は医療機関でかかった総額（10割分）です。実際どれくらいの医療費がかかっているのかわかります。
2. 医療機関は何か所？
診療を受けた医療機関が一覧でわかるので、複数の医療機関をかけたもちたり（重複受診）していないかどうか確認することができます。受診状況などを確認し、自分の健康管理に役立てましょう。
- 医療を受けるときは次のことを心がけましょう
1. お医者さんのかけもちはやめましょう。
2. 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。

国民健康保険の医療費のお知らせ

あなたのご家庭で、平成25年9月～平成25年10月に病気や負傷のため国民健康保険で診療を受けた医療費の額等をお知らせいたします。

受診者氏名	診療を受けた医療機関	受診年月	診療区分	入外区分	日数 (回数)	医療費の総額
高畠 太郎	〇〇〇〇病院	25. 9	医科	入院	24	836770
高畠 太郎	〇〇〇〇病院	25. 9	食事		37	24592
高畠 花子	〇〇〇〇病院	25. 9	医科	外来	1	1380
高畠 花子	〇〇〇〇薬局	25. 9	調剤		1	2080
高畠 太郎	〇〇〇〇病院	25.10	医科	外来	2	7250
高畠 太郎	〇〇〇〇薬局	25.10	調剤		2	3840

見 本

退職された方ご存知ですか？

退職者医療制度

長い間会社などに勤め、厚生年金保険などから年金を受けられる方が、退職して国民健康保険に加入されるとき、本人および被扶養者の方には、「退職者医療制度」にも加入していただくようお願いいたします。

被扶養者となる方

次の条件のすべてにあてはまる方が、退職被保険者の扶養家族となります。

- ① 国民健康保険に加入している方。
- ② 65歳に達していない方。
- ③ 退職被保険者本人と同一の世帯に属し、直系尊属、配偶者および3親等内の親族、配偶者の父母または子である方。
- ④ 退職被保険者（本人）によって生計が維持されている方で、向こう1年間の収入金額が130万円未満（60歳以上の方、身障者の方は180万円未満）である方。

届出に必要なもの

- ◎ 年金証書
- ◎ 印鑑
- ◎ 被保険者（本人）または被扶養者となられる方の国民健康保険被保険者証

▼ 手続・問合せ先
町町民課医療給付係

☎ (52) 1327

国民健康保険被保険者証		有効期限	平成26年8月31日	本人	退			
記号・番号		628・01234						
氏名	高畠 花子	性別	女					
生年月日	昭和25年9月10日							
世帯主氏名	高畠 太郎							
住所	山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地							
該当年月日	平成22年9月9日							
交付年月日	平成25年9月1日							
保険者番号	67060657							
保険者名	高畠町							

山形県保険者協議会第5回共同広報キャンペーン

整骨院・接骨院の施術を受けられる方へ

健康保険を使えるのはどんなとき

- ◆ 骨折、脱臼、打撲、ねん挫（いわゆる肉ばなれを含む）の施術を受けた場合に保険の対象となります。（骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- ▽ 主な負傷例
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。

治療を受ける時の注意

- ◆ 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。
このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。
- ◆ 療養費は、本来患者が費用の全額を払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受け

る「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取り扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

- ◆ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。
- ▼ 検診内容
・ 問診／口腔内外についての問診
・ 検診／歯周組織検査
・ 判定／「異常なし」「要指導」「要指導・要精検」
- ▼ 問合せ先／山形県後期高齢者医療広域連合事業課給付係
☎ 02377100

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ 歯周疾患検診の年間スケジュール

- ▼ 対象者
平成24年度中に75歳に達した被保険者（昭和12年4月1日から昭和13年3月31日までに生まれた方）※すでに歯周病で治療中の方や定期検診を受けている方は対象となりません。
- ▼ 受診方法
① 7月下旬に対象者あて「受診券」「受診票」等の必要書類を送付しています。
- ② 対象者が歯科医療機関に直接予約し受診します。
- ▼ 実施時期
平成25年8月1日から12月31日まで
- ▼ 再勧奨
11月下旬に、広域連合から未受診者に再勧奨通知（ハガキ）を送付します。

今月の医療証

《子育て支援医療証》

今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が11月2日から12月1日までの方です。
今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。

▶ 問合せ先／町町民課医療給付係 ☎ (52) 1327

《高齢受給者証》

今月高齢受給者証をお送りする方は、昭和18年11月2日～昭和18年12月1日生まれの方です。
今月下旬にお送りしますので、ご確認ください。国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。

公立高畠病院からのお知らせ

- ◆ 11月の土曜開院日は「9日」と「30日」です。（午前中開院）
- ◆ 11月から眼科外来が水曜日休診となります。眼科外来診療日/火曜日・木曜日の午前中

【糖尿病教室】を開催します！

★ 疾病のある方、ない方、どなたでも参加できます。

▶ 申込・問合せ先／公立高畠病院栄養管理科 ☎ (52) 1500

期 日	時 間	内 容	場 所 等	担当スタッフ
11月13日(水)	13時30分～	糖尿病合併症にまつわる いろいろな検査について	病 院 2 階 会 議 室	臨床検査技師
11月27日(水)	9時30分～13時	料理教室「免疫力・筋力UP！その②」 ～血糖管理には体重を落とすだけではダメなんです～ ※要事前申込。申込締切日／11月15日(金)	げんき館栄養指導室 参加費 500円	管理栄養士

